

「サービスアウトソーシング産業発展の促進に係る 問題に関する国務院弁公庁の回答書簡」

2009年1月15日 公布

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

サービスアウトソーシング産業発展の促進に係る問題に関する

国務院弁公庁の回答書簡

国弁函発「2009」9号

商務部に通知する。

貴部のサービスアウトソーシング産業発展の促進に係る若干の政策建議に関する回答申請は、これを受領した。国務院の認可を経て、ここに、次のように回答する。

1、北京、天津、上海、重慶、大連、深圳、広州、武漢、哈爾濱、成都、南京、西安、濟南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州及び無錫等の 20 の都市を中国サービスアウトソーシング模範都市として確定し、国際サービスアウトソーシング業務の引受けを深く展開し、サービスアウトソーシング産業発展の試行を促進する。

2、上記の 20 の都市において次に掲げる政策措置を実行することに同意する。

(1) 蘇州工業園区の技術先進型サービス企業の税収に関する試行政策を継続して執行することを基礎として、2009年1月1日から2013年12月31日まで、条件に適合する技術先進型サービス企業については、軽減された 15 パーセントの税率に従い企業所得税を徴収する。技術先進型サービス企業の従業員教育経費は、企業の賃金総額の 8 パーセントを超えない比率に従い、実際の情況に基づき企業所得税を税引前において控除する。技術先進型サービス企業のオフショアサービスアウトソーシング業務の収入は営業税の徴収を免除する。技術先進型サービス企業の具体的な標準については、財政部が主導して関係部門と別途公布する。

(2) 条件に適合し、かつ、労働雇用管理が規範化している技術先進型サービスアウトソーシング企業で、生産上の特徴により標準労働時間制度を実行することができない一部の職位については、所在地の省級人力資源社会保障部門の認可を経て、特殊労働時間制度を実行することができる。

(3) 条件に適合する技術先進型サービスアウトソーシング企業で、新しく 1 名の大学・専門学校以上の学歴の従業員を採用してサービスアウトソーシング業務に従事させ、かつ、1年以上の労働契約を締結した場合には、中央財政は、企業に対し 1 人あたり 4500 元を上回らない養成・訓練支持を与える。条件に適合する養成・訓練機構で養成・訓練されたサービスアウト

ソーシング業務に従事する人材（大学・専門学校以上の学歴）で、サービスアウトソーシング専門業務知識及び技能養成・訓練の考査に合格し、かつ、サービスアウトソーシング企業と1年以上の労働契約を締結した場合には、中央財政は、養成・訓練機構に対し1人あたり500円を上回らない養成・訓練支持を与える。

(4) 中央財政は、サービスアウトソーシングモデル都市の公共サービスプラットフォームによる設備購入及び運営費用並びにサービスアウトソーシング企業によるブランド確立、知的財産権の保護、国内外の各種関連展覧及び国際推薦・紹介会への参加、国際資質認証取得等について必要な資金援助を与える。「ベンチャー投資誘導基金の規範化した設立及び運営指導に関する発展改革委員会等の部門の意見の転送・発布に係る国務院弁公庁の通知」（国弁発[2008]116号）の関係要求を具体化し、ベンチャー投資をサービスアウトソーシング企業に投入することを奨励する。中西部地区の国家級経済技術開発区内のサービスアウトソーシングに係るインフラ建設プロジェクトへの貸付については、規定に従い中央財政の利息補助政策を享受することができる。

(5) 政府及び企業がサービス購入等の方式を通じて、データ処理等の秘密にかかわらない業務を専門企業に請け負わせることを奨励する。電信企業の経営者は、サービスアウトソーシング企業のネットワーク接続及び国際回線リースのために便宜を提供し、サービスアウトソーシング園區が国際通信中継交換ポイントに直通する国際専用通路の配置及び関連通信サービス業務を適切にする。サービスアウトソーシング産業の特徴に適応した通関監督管理モデルを確立し、完全化し、相応の通関上の便宜を提供する。

(6) サービスアウトソーシング企業の特徴及び必要に適合する信用貸付商品及び保険種目を制定する。条件に適合するサービスアウトソーシング企業の国内外における上場を支持し、サービスアウトソーシング企業の融資ルートを開拓し、融資能力を拡大する。サービスアウトソーシング企業が対外的に一定の金額以下を支払うサービス貿易、収益及び外貨資金の経常移転については、税務証明の提出を免除する。多種の方式を採用して、条件に適合するサービスアウトソーシング企業がオフショアアウトソーシング業務を発展させることについて、口座の開設及び資金集計等の方面の政策上の便宜を与える。

3、国際サービスアウトソーシング業務人材バンク及びサービスアウトソーシング人材ネットワーク募集に係る長期的かつ有効なメカニズムを確立し、サービスアウトソーシング研究機構及び業種性組織を設立することに同意する。サービスアウトソーシングに係る理論研究を強化し、業種自律を促進する必要がある。商業情報データに係る秘密保持条例及び中国サービスアウトソーシング産業に関連する標準を検討・制定する。具体的には、貴部が関係部門と共同して具体化する。

4、貴部は、関係部門及び地方政府と共同して、試行業務に対する指導及びサービスを強化し、サービスアウトソーシング産業の発展を促進することを構造調整の推進、対外貿易発展方式の転換、大学・高等専門学校卒業生の就業機会の増加としての重要ルートとする必要がある。